

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年 4月13日	第148号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官舎 発行人 名古屋市長官舎	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 (ス市・地域振興課)	(第32号)	4
告 示		
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について (緑土・緑地管理課)	(第209号)	5
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可 (緑土・緑地事業課)	(第210号)	7
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課)	(第211号)	8
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可 (緑土・緑地事業課)	(第212号)	9
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課)	(第213号)	10
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可 (緑土・緑地事業課)	(第214号)	11
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課)	(第215号)	12
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可 (緑土・緑地事業課)	(第216号)	13
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課)	(第217号)	14
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託 (経済・産業企画課)	(第218号)	15
○ 自転車等放置禁止区域の変更 (緑土・自転車利用課)	(第219号)	16
○ 自転車等放置禁止区域の指定 (緑土・自転車利用課)	(第220号)	19
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (住都・建築指導課)	(第221号)	24
○ 名古屋市有料自転車駐車場指定管理者の公募 (緑土・自転車利用課)	(第222号)	26
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第6号)	29

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第6号)	30
<hr/>		
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	34
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	38
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	40
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の 公告	(経済・地域商業課)	42
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	43
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	47
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	49
<hr/>		

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第32号）

1 改正内容

(1) 次のとおりコミュニティセンターの位置を変更します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市平子コミュニティセンター	名古屋市緑区平子が丘3202番地の2

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月6日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第32号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市平子コミュニティセンター	名古屋市緑区曾根二丁目36番地	を に
名古屋市平子コミュニティセンター	名古屋市緑区平子が丘3202番地の2	

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市告示第 209号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 4月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

桜坂公園	守山区大字下志段味字吉田、 大字中志段味字吉田洞	図面守山 119 の区域	令和 4年 3 月15日
------	-----------------------------	-----------------	-----------------

」

を

「

桜坂公園	守山区大字下志段味字吉田、 大字中志段味字吉田洞	図面守山 119 の区域	令和 4年 3 月15日
西新外公園	守山区大字下志段味字西新外	図面守山 120 の区域	令和 4年 4 月 6日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年 4月 6日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 210号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・3・9号昭和橋公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

4・3・9号昭和橋公園

名古屋市中川区十一番町 2丁目、3丁目及び熱田新田東組地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 211号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・3・9号昭和橋公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 4年 4月 6日から令和11年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 212号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・9号新海池公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

5・5・9号新海池公園

名古屋市緑区鳴海町字池上、字赤塚及び鹿山一丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 213号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・9号新海池公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 4年 4月 6日から令和 9年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 214号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画墓園事業第 2号勅使ヶ池墓園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 2号勅使ヶ池墓園

名古屋市緑区鳴海町字鏡田、字笹塚、字諸ノ木及び大清水地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 215号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画墓園事業第 2号勅使ヶ池墓園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 4年 4月 6日から令和11年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 216号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画公園事業 4・4・19号大森公園
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在
4・4・19号大森公園
名古屋市守山区翠松園一丁目及び喜多山二丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 217号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 4年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・19号大森公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 4年 4月 6日から令和 7年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 218 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 7 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 受託者

名古屋市中区栄二丁目 2 番 23 号
アーク白川公園ビルディング 8 階
株式会社スリール
代表取締役 加藤 勇人

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 20 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 219号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 4年 4月 8日

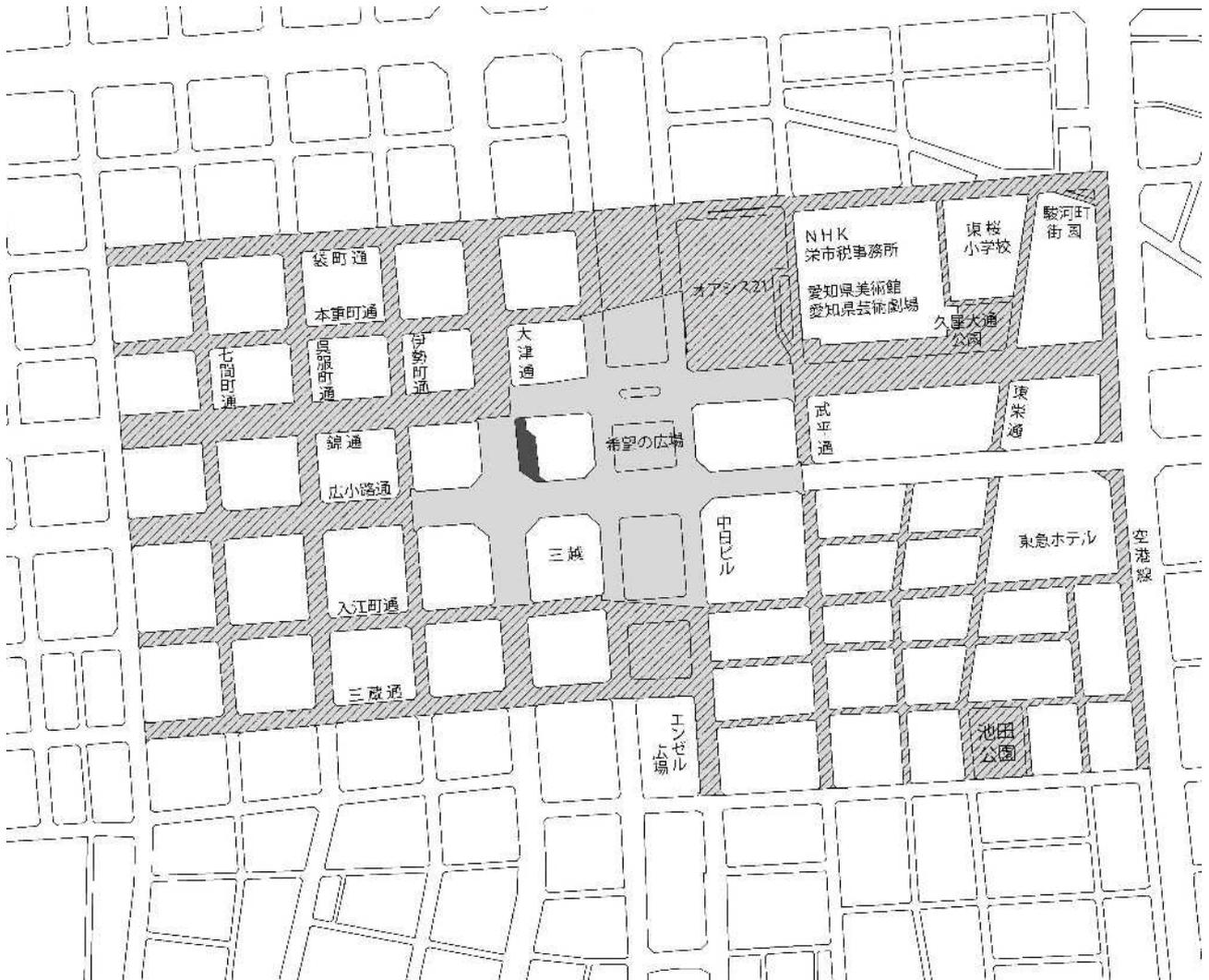
名古屋市長 河 村 たかし

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
令和 5年 4月 1日	栄自転車等放置禁止区域	東区東桜一丁目、久屋町、武平町、西新町、東新町、中区新栄町、東桜二丁目、新栄一丁目、栄三丁目、栄四丁目及び錦三丁目	別図 1のとおり
令和 5年 4月 1日	伏見自転車等放置禁止区域	中区錦一丁目、錦二丁目、錦三丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、大須一丁目、大須二丁目及び大須三丁目	別図 2のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図1 米自転車等放置禁止区域

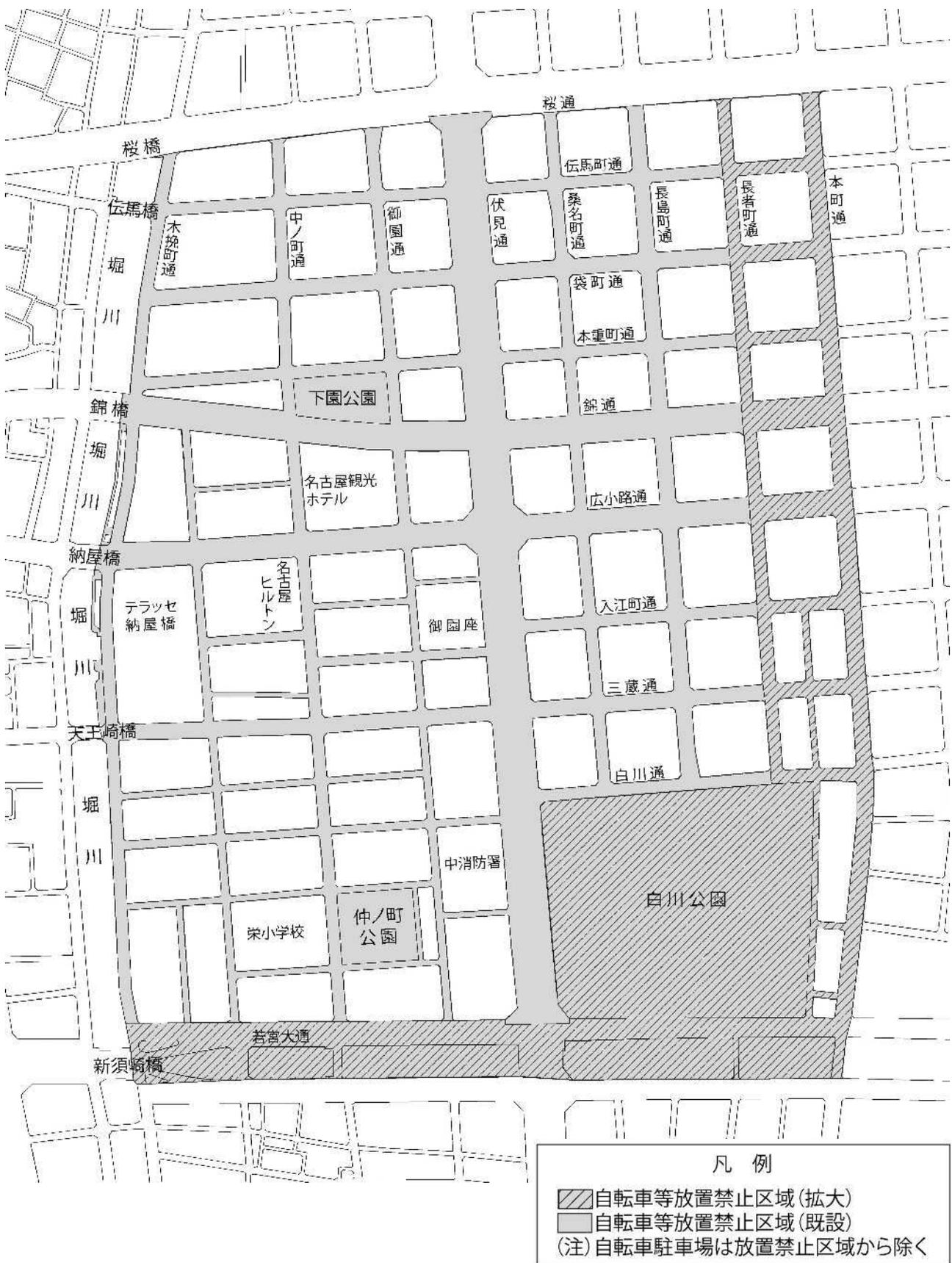


凡例

-  自転車等放置禁止区域 (拡大)
-  自転車等放置禁止区域 (既設)
-  自転車等放置禁止区域 (削除)

(注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

別図2 伏見自転車等放置禁止区域



名古屋市告示第 220号

自転車等放置禁止区域の指定

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第 9条第 3項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり指定します。

令和 4年 4月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

自転車等放置禁止区域の指定

指定年月日	名称	位置	区域
令和 5年 4月 1日	高岳自転車等放置 禁止区域	東区泉一丁目、泉二丁 目、泉三丁目、東桜一 丁目、東桜二丁目及び 中区東桜二丁目	別図 1の とおり
令和 5年 4月 1日	久屋大通自転車等 放置禁止区域	東区東桜一丁目及び中 区錦三丁目	別図 2の とおり
令和 5年 4月 1日	大須観音自転車等 放置禁止区域	中区大須一丁目、大須 二丁目、大須三丁目、 松原一丁目及び門前町	別図 3の とおり
令和 5年 4月 1日	矢場町自転車等放 置禁止区域	中区栄三丁目、栄四丁 目、栄五丁目、新栄一 丁目、大須三丁目、大 須四丁目、千代田一丁 目及び千代田五丁目	別図 4の とおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 1 高岳自転車等放置禁止区域



凡 例

■ 自転車等放置禁止区域(指定)

(注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

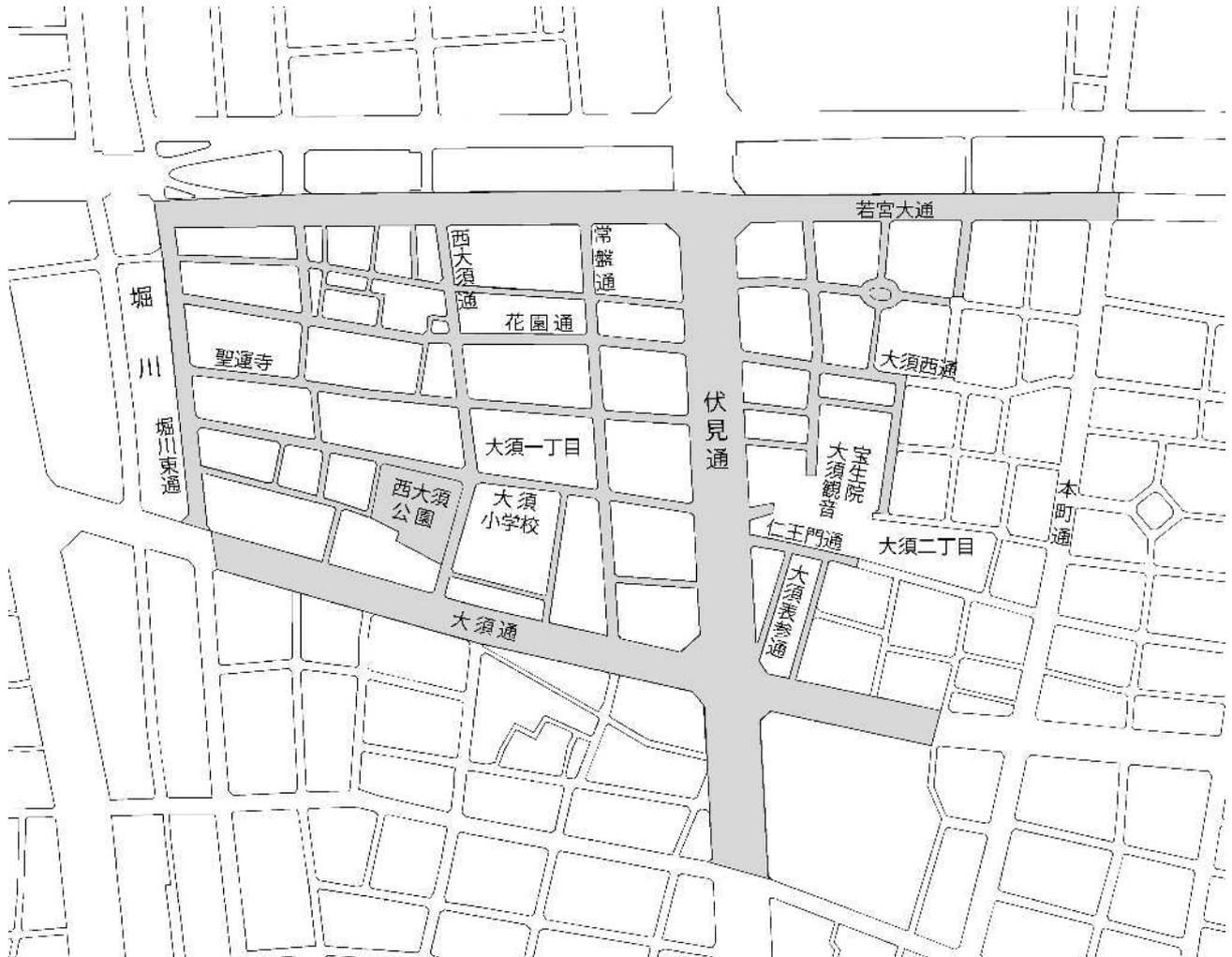
別図2 久屋大通自転車等放置禁止区域



凡 例

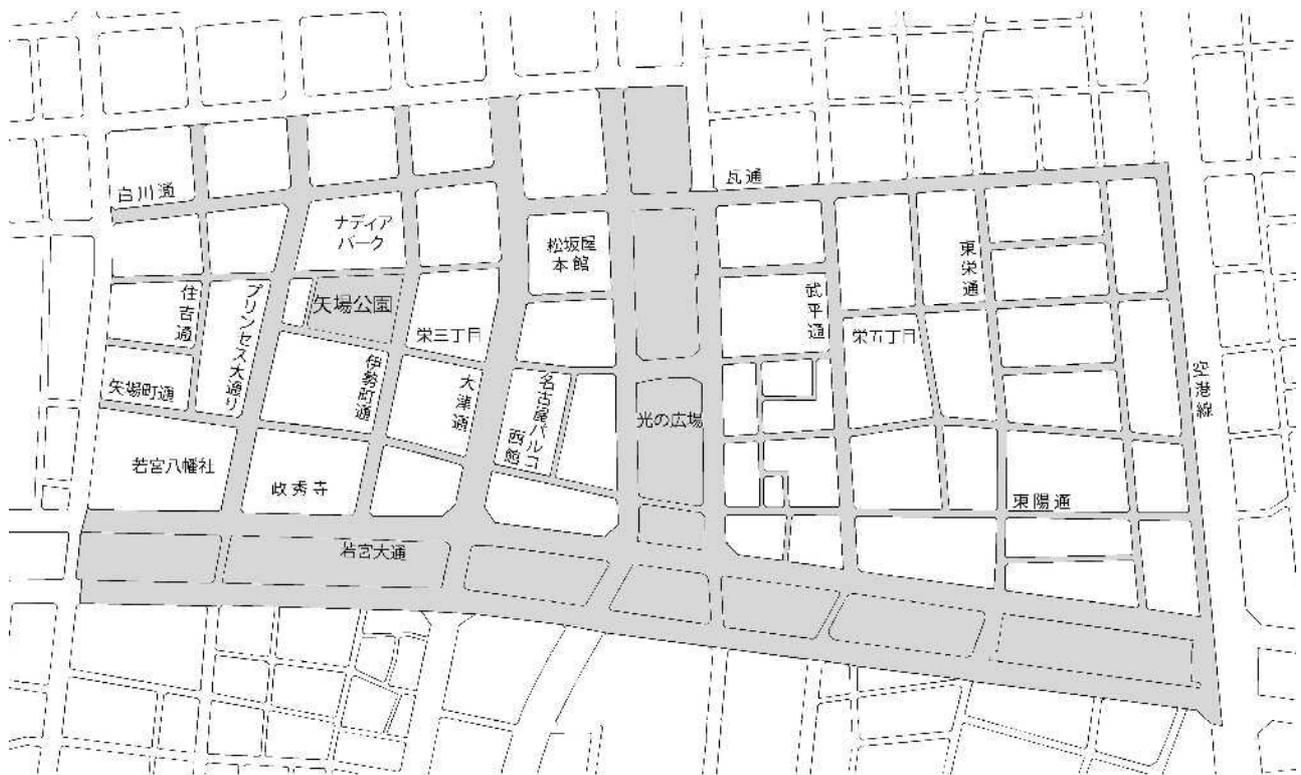
■ 自転車等放置禁止区域(指定)
(注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

別図3 大須観音自転車等放置禁止区域



凡例
■自転車等放置禁止区域(指定)
(注)自転車駐車場は放置禁止区域から除く

別図4 矢場町自転車等放置禁止区域



凡 例

■ 自転車等放置禁止区域 (指定)

(注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

名古屋市告示第221号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和4年4月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市昭和区滝子通一丁目14番

愛知スズキ販売株式会社 代表取締役社長 倉田 育彦

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市名東区高針原一丁目1404番

2,086.86平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別 用途変更

主要用途 店舗

構造 鉄骨造

建築面積 1,253.20平方メートル

延べ面積 1,534.91平方メートル

最高の高さ 9.77メートル

2 意見の聴取の事項

準住居地域内における作業場の床面積の合計が150平方メートルを超える自動車修理工場への用途変更について

3 日時

令和4年4月22日（金） 午後2時30分

4 場所

名古屋市天白区島田二丁目201 天白区役所講堂

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市有料自転車駐車場指定管理者の公募

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）第13条の規定により、名古屋市有料自転車駐車場の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 4月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
栄駅自転車駐車場	名古屋市東区東桜一丁目19番
高岳駅自転車駐車場	名古屋市東区泉二丁目30番 1
久屋大通駅自転車駐車場	名古屋市東区東桜一丁目 2番
大須観音駅自転車駐車場	名古屋市中区大須一丁目10番 2
伏見駅自転車駐車場	名古屋市中区栄一丁目17番
矢場町駅自転車駐車場	名古屋市中区大須四丁目 1番 1

2 業務の内容

- (1) 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 有料自転車駐車場の料金に関する事。
- (3) ラック及び料金徴収機等の設置及び管理に関する事。
- (4) 有料自転車駐車場の維持管理、修繕及び保守点検に関する事。
- (5) 周辺路上での自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査に関する事。
- (6) 災害や事故等、緊急時の対応に関する事。
- (7) 事業計画書及び収支予算書に関する事。

- (8) 事業報告書及び収支決算書に関すること。
- (9) 管理運営状況の点検評価、利用者満足度調査に関すること。
- (10) 業務の引継ぎに関すること。
- (11) その他有料自転車駐車場の近隣施設との連絡調整を含む管理運営に付随すること。

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2877

ファックス番号 052-972-4183

電子メールアドレス

web-jitensya@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイトアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000151688.html>

なお、募集要項等及び名古屋市有料自転車駐車場（栄地区周辺ブロック）指定管理者業務仕様書は、上記名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。ただし、「栄地区自転車対策調査・検討業務報告書」、「栄地区周辺の無料自転車駐車場の有料化に向けての利用者アンケート」、「令和 3年度自転車等駐車状況調査」、「伏見駅自転車駐車場利用実績」及び「名古屋市放置自転車等の撤去、保管及び返還等実施要綱」については、別途配布いたしますので上記電子メールまでお問い合わせください。メールには、件名を「有料自転車駐車場（栄地区周辺ブロック）参考資料受け取り希望」とし、本文に「法人名、担当部署名、担当者氏名、連絡先」を明記してください。

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 4月 8日（金）から令和 4年 6月30日（木）までの各日午前 9 時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除きます。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間

令和 4年 4月 8日（金）から令和 4年 5月31日（火）まで。ただし、休日を除きます。

イ 受付方法

(ア) 持参による場合

4(1)の問合せ先に同じ。ただし、受付時間は午前 9時から午後 5時まで。

(イ) 郵送による場合

4(1)の問合せ先に同じ。（期限内必着）

(4) 指定管理者指定申請書の受付

ア 受付期間

令和 4年 6月23日（木）から令和 4年 6月30日（木）まで。ただし、休日を除きます。

イ 受付方法

(ア) 持参による場合

4(1)の問合せ先に同じ。ただし、受付時間は午前 9時から午後 5時まで。

(イ) 郵送による場合

4(1)の問合せ先に同じ。（期限内必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市教育委員会告示第6号

教育委員会定例会の開催について

令和4年4月14日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年4月8日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

令和5年度使用教科用図書採択基本方針について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年4月30日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月6日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和4年5月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

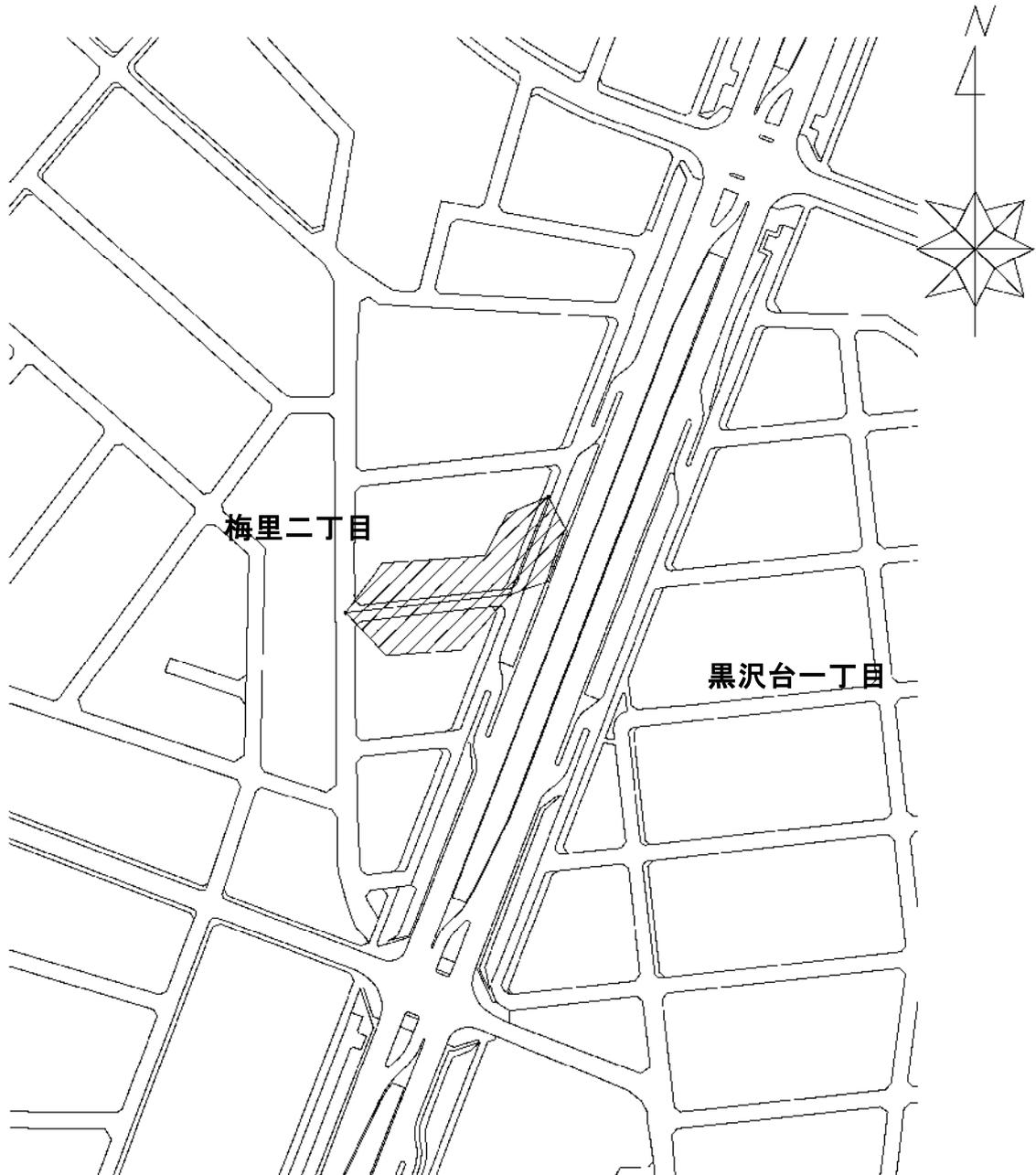
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
緑区	梅里二丁目		一部	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	黒沢台一丁目		〃	〃
	鳴海町	有松裏 細根	〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	緑区

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

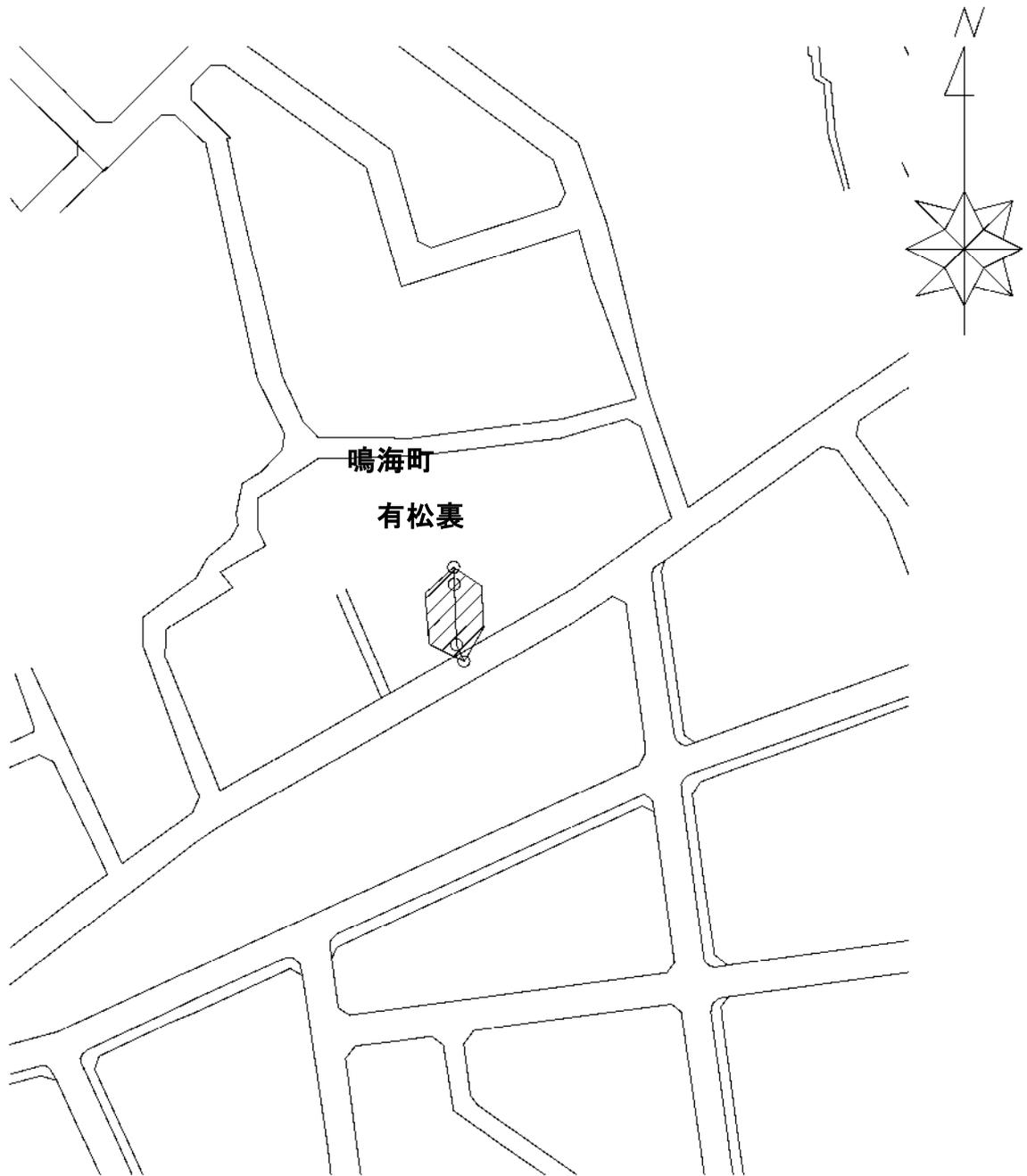


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

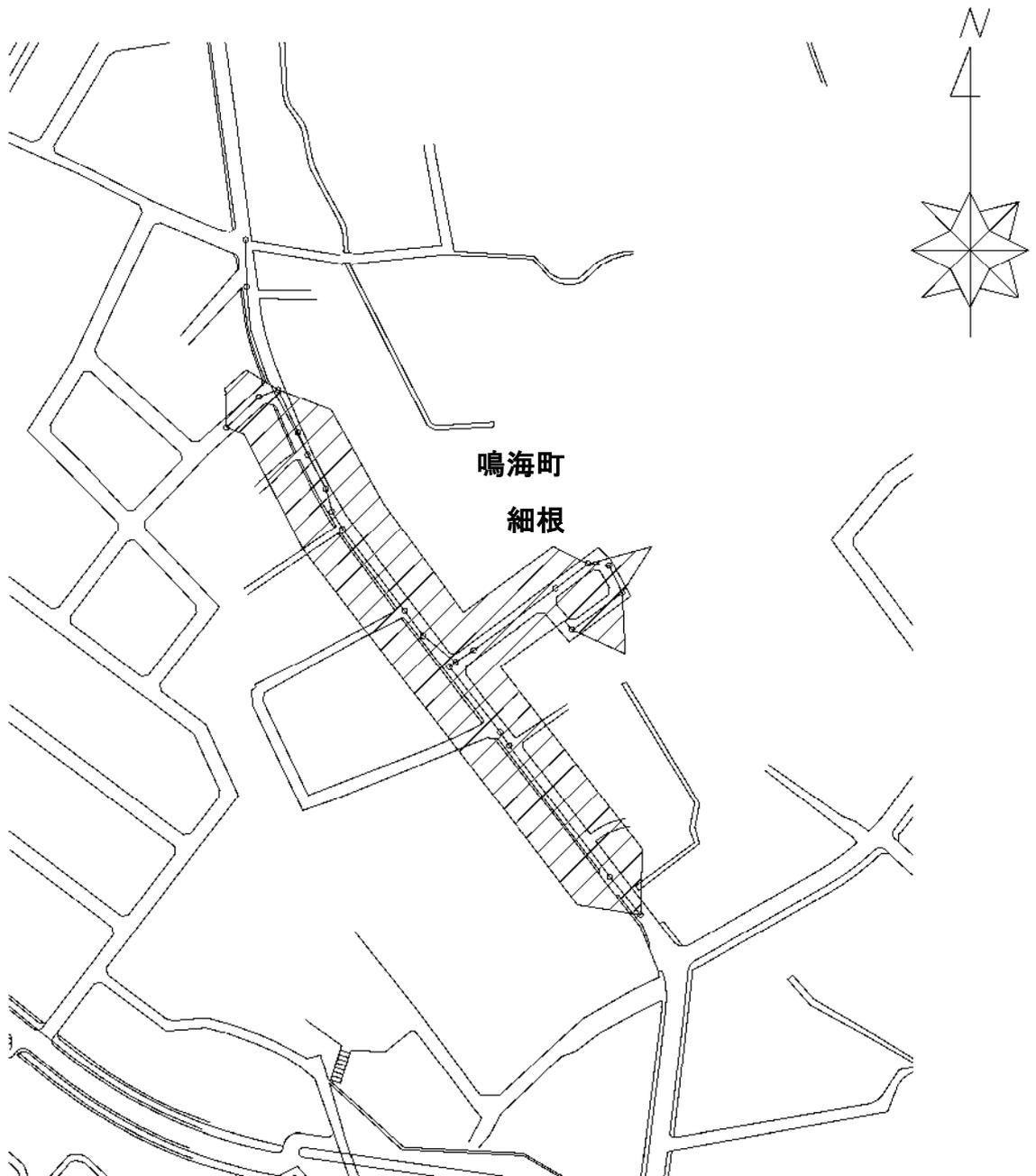


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ中川富田店

名古屋市中川区富田町大字榎津字布部田 462番地 ほか 125筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	DCMカーマ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	令和3年3月1日
2	—	—	—	(株)しまむら	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市大宮区北袋町 1- 602- 1	平成29年4月13日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

(2) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ名古屋黄金店（ホームセンター棟）
名古屋市中村区白子町4丁目68番 ほか13筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中村区白子町四丁目68番 ほか13筆	名古屋市中村区白子町4丁目68番 ほか13筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
DCMカー マ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷 市日高町三 丁目411番 地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川 区南大井六 丁目22番7 号

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和4年3月22日
- (2) 小売業者については、令和3年3月1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ名古屋黄金店（ペット・園芸・資材・サイクル棟）
名古屋市中村区京田町1丁目7番 ほか12筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中村区京田町一丁目7番 ほか12筆	名古屋市中村区京田町1丁目7番 ほか12筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所
DCMカー マ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷 市日高町三 丁目411番 地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川 区南大井六 丁目22番7 号

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和4年3月22日
- (2) 小売業者については、令和3年3月1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ元塩店

名古屋市南区元塩町4丁目20番地1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市南区元塩町四丁目20番地1	名古屋市南区元塩町4丁目20番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
DCMカーマ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町三丁目411番地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、令和4年3月22日

(2) 小売業者については、令和3年3月1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMカーマ守山吉根店
名古屋市守山区吉根三丁目1606番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
4,689平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和元年12月31日
- 5 廃止する理由
店舗閉店のため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ瑠璃光店
名古屋市北区尾上町1丁目1番

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所
DCMカー マ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷 市日高町三 丁目411番 地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川 区南大井六 丁目22番7 号

3 変更の日

令和3年3月1日

4 変更した理由

会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

5 届出の日

令和4年3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ21熱田店
名古屋市熱田区花表町2103番 1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	DCMカーマ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町三丁目411番地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	令和3年3月1日
2	(株)アオキスパー	代表取締役 青木 俊道	名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地	変更なし	変更なし	名古屋市中村区鳥居西通1丁目1番地	令和4年3月22日
3	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	平成31年6月19日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、誤記修正のため
- (3) No. 3の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ21名古屋城北店（北館）
名古屋市北区浪打町1丁目52番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住所
DCMカー マ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷 市日高町三 丁目 411番 地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川 区南大井六 丁目22番 7 号

3 変更の日

令和3年3月1日

4 変更した理由

会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

5 届出の日

令和4年3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ21名古屋城北店（南館）
名古屋市北区浪打町1丁目50番地 ほか1筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
DCMカーマ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町三丁目411番地	DCM(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更の日

令和3年3月1日

4 変更した理由

会社分割及び吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため

5 届出の日

令和4年3月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月 5日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課